

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年7月1日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成22年において高田警察署が発行した告知状況が分かる統計資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年8月5日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

道路交通関係法令違反取締り状況表（平成22年1月～12月）

##### （2）開示しない部分

ア 所属別の取締り件数

イ 合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）

##### （3）開示しない理由

条例第7条第4号に該当

交通指導取締りの年間の活動水準等に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

交通指導取締りの年間の活動水準等に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成23年9月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

### 4 諮問

平成23年9月22日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

開示請求文書は、既に公表されている統計資料の基礎資料であることから、実施機関が行った処分には理由がない。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### （1）不開示とした理由等

##### ア 開示請求に係る行政文書の性格

警察における交通の取締りは、警察法（昭和29年法律第162号）に規定された警察の責務であり、道路交通法（昭和35年法律第105号）第1条の目的を達成するために行われる警察の業務である。

審査請求人が求める行政文書は、高田警察署が発行した告知状況が分かる統計資料であるが、奈良県高田警察署において当該統計資料は作成しておらず、奈良県警察本部で交通の指導取締りに関することを所掌している交通部交通指導課で、奈良県下における交通指導取締りの状況を把握するために作成された「道路交通関係法令違反取締り状況表（平成22年1月～12月）」を特定した。

##### イ 不開示とした理由

交通違反の取締りは、各警察署や高速道路交通警察隊の管轄する高速道路等ごとに交通事故の発生状況、原因等を分析して行われる計画的な取締りや街頭活動中の警察官の現認に基づく取締りなどがあるが、指導取締りの体制や対象となる

交通違反は、地域、場所ごとに異なっている。

奈良県内の警察署は15署であり、大都市と比較した場合、警察署の管轄区域を比較的容易に知ることができ、所属別、違反種別の取締り件数を公開することにより、所属ごとの取締り体制の強弱、取締り対象となる交通違反が明らかとなり、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるほか、取締りを免れようとする者にとっては極めて有利な情報となる。

一方、最高速度違反については、道路交通法第22条に規定される違反行為であるが、違反態様別の取締り件数を公開することにより、奈良県警察における速度違反取締りの多少が明らかとなり、取締り件数が少ない違法運転を誘発し、又は助長するおそれがあり、交通の秩序の維持に支障を及ぼすほか、取締りを免れようとする違反者にとって抗弁する上で有利な情報となる。

したがって、所属別の取締り件数及び速度違反項目の合計欄等は、条例第7条第4号に該当し、また、交通の取締りは警察の業務であることから、条例第7条第6号に該当するとして本件決定を行ったものである。

なお、奈良県警察が一般に公開している「交通年鑑」では、奈良県警察における年別、違反種別の取締り総件数を公表しているが、所属や地域別の詳細な統計資料については公表していない。

## (2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

## 2 口頭理由説明

交通取締りは、管轄区域内でどのような交通違反が多発しているか、あるいは交通事故の原因がどのような違反によるものか等、各所属の実情を細部にわたって検討し、適当な取締り場所さらに住民の要望や苦情等を総合して実施されており、所属によって重点的に取締りを行う違反が異なる。また、速度違反の取締り場所は、取締り機材の設置場所、安全な停止・取調べ場所の確保等を総合的に判断して決定していることから、警察署の規模と取締り件数が比例するものではない。

交通指導取締りにおける交通切符や交通反則切符は、道路交通法第8章の定める罰則の対象となる。警察官が行う交通指導取締りは、行政法規違反の取締りのみを目的とするものではなく、その他の犯罪に係る違反事実の証拠を収集するとともに、当該車両を停車させて違反者である運転者を特定し、その犯罪事実を明らかにする行為及びそれに伴って行われる実況見分等捜査行為一般をいうので、「捜査」の一面も有している。

なお、不開示理由のうち、条例第7条第6号については、同号ア「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当すると判断した。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成22年の奈良県警察における道路交通関係法令違反の取締り件数等の一覧表である。当該一覧表には、県内各警察署等ごとの取締り件数等が、駐車違反、速度違反等の違反行為の種類別に記載されている。

### 3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第4号に該当するとしているので、以下検討する。

#### (1) 所属別の取締り件数

本件不開示情報のうち、所属別の取締り件数は、各警察署等ごとの違反行為の種類別取締り件数である。

諮問実施機関の説明によると、交通取締りは、各警察署等の管轄区内における交通違反及び交通事故の実情、住民の要望及び苦情、取締りに適した場所の有無等を勘案し、実施するものであり、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が反映されることである。

そして、交通取締りにおける交通切符及び交通反則切符の対象となる交通違反は、道路交通法第8章に規定する罰則が適用されうることから、各警察署等における取

締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別が明らかになると、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

これらのことから、所属別の取締り件数は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

(2) 合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）

本件不開示情報のうち、合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）は、奈良県警察全体における速度違反の超過速度区分別の取締り件数等である。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、超過速度が七つに区分され、各区分別の件数等が記載されているが、その件数等の分布には一定の傾向が認められる。

前述のように、交通取締りにおける交通切符及び交通反則切符の対象となる交通違反は、道路交通法第8章に規定する罰則が適用されうることから、速度違反の取締り件数等の分布の傾向に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、速度違反の取締り件数等の分布の傾向が明らかになると、取締り件数の少ない違反行為を助長し、誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には合理性があると認められる。

これらのことから、合計、構成率、前年同期、増減数、増減率欄のうち、速度違反項目（合計を除く。）は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件行政文書は統計資料の基礎資料であり、統計資料は公表されていることから、開示すべきであると主張する。

審査請求人が開示を求めているのは「高田警察署が発行した告知状況が分かる統計資料」であるところ、奈良県高田警察署において当該統計資料は発行されていないため、実施機関は、交通指導取締りに関することを所掌している交通部交通指導課で奈良県における交通指導取締りの状況を把握するために作成された本件行政文書を特定した。

本件行政文書は、必ずしも公表することを目的とするものではなく、また、統計資料として公表されている交通年鑑よりも詳細な内容を含んでいることから、審査請求人の主張は当たらない。

## 5 結 論

以上の事実及び理由により、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別 紙)

### 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 9月22日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年10月27日	・ 諮問実施機関から理由説明書（平成23年10月27日收受）の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（平成24年3月29日收受）の提出を受けた。
平成27年 4月24日 （第182回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成27年 5月27日 （第183回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成27年 6月15日 （第184回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成27年 6月24日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学大学院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諦弘	大阪学院大学大学院法務研究科教授 （行政法）、弁 護 士	会 長